

屋久島町例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託仕様書

屋久島町

1 委託名及び場所

- (1) 委託名 屋久島町例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託
- (2) 委託場所 屋久島町役場内

2 事業概要

屋久島町例規集に登載されている条例、規則等をデータベース化し、Web での検索、表示、印刷する等の機能にとどまらず、例規起案審査機能を備えたシステムの再構築を行うものである。

3 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を順守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本業務に関する最新の情報の収集と、本業務への反映に努めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行い、指示を仰ぐこと。

4 業務内容

(1) 基本仕様

IDC（インターネット・データ・センター）にサーバを設置し管理する方式によりサービスを提供できる構成とする。

庁内 LAN に接続している全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

■0 S : Windows 10 以上

■ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome

ア データベースの構築は、屋久島町からデータで提供する屋久島町例規集を対象とする。

イ 1 年間の改正件数は、約 100 件とする。

(2) システム仕様（例規）

ア 例規管理

(ア) 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規を検索できる機能。

例規の件名又は本文を対象とした用語により検索（複数用語の指定及び検索

論理式としてAND、OR、NOTを選択することが可能なものとする。) できること。

(イ) 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能

(ウ) 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能

(エ) リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが張られ、該当箇所を表示できる機能

(オ) 原議リンク機能

例規沿革情報から原議本文表示できる機能

(カ) 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等を RTF 形式でダウンロードできる機能

(キ) 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて RTF 形式でダウンロードできる機能

(ク) 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能

(ケ) 全国例規集検索機能

全国自治体の例規について検索・閲覧ができる機能

イ 例規起案・審査

(ア) 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能

(イ) 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能

(ウ) 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能

(エ) 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

(オ) データ取込み機能

システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能

ウ 外部公開用データ

体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できるデータ

(3) システム仕様（法令・判例）

ア 法令検索システム

(ア) 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。

(イ) 官報掲載法令を検索・閲覧できること。

(ウ) 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。

(エ) 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。

(オ) 更新は週に 1 回実施すること。

イ 法令改廃情報提供システム

(ア) 法令改廃情報を原則として官報発行の 3 営業日後に提供できること。

- (イ) 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- (ウ) 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- (エ) 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
- (オ) 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。
- ウ 判例検索システム
 - (ア) 公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
 - (イ) 判例集に記載された判事事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。
 - (ウ) 判例本文から関連する法令を表示できること。
 - (エ) 更新は週に1回実施可能であること。
- (4) 法制執務支援サービス
 - ア 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生活上の疑義の照会や相談について対応すること。
 - イ 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。
- (5) システム操作のサポート
 - ア システム導入後、職員に対し年1回以上の操作説明研修会を実施すること。
 - イ 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。
- (6) データ更新

各議会定例会終了後にデータ更新を行うこと（年4回以上、最大年12回）。更新の期限は、改正原稿送付後、30日以内にデータ更新を完了すること。
- (7) 例規集 CD-ROM（ホームページ公開用データ）の作成

例規データを体系及び五十音から検索できる機能を有した HTML データ CD-ROM をデータ更新の都度作成すること。

4 システムの動作環境等

- (1) システム運用サーバ
 - ア 受託者が用意するサーバ機器等をデータセンター方式により使用し、委託者は L G W A N（総合行政ネットワーク）経由でサーバにアクセスすることとし、委託者側でのサーバ管理は一切不要とすること。
 - イ I P 認証等により、委託者以外のアクセスの制限を可能とすること。
 - ウ サーバは、システム運用に支障がない十分な機能を有するものとする。
 - エ サーバは、L G W A N－A S P ファシリティサービスに登録されたデータセンターで管理することとし、十分に堅牢であり、かつ、24 時間体制で監視が行われる等の安全性を備えたものとする。
 - オ サーバは、ファイアーウォール機能及びウイルスチェック機能を備え、十分な安全性が確保されること。
 - カ システムに必要な最新パッチ情報を、システムへの影響がないことを確認のうえ適用すること。
 - キ データバックアップを実施し、障害発生時には原因の特定を速やかに実施し、復旧できる体制を構築すること。その際、復旧までの見込み及び障害発生の原因も報告すること。

5 保守等について

- (1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- (2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

6 納入方法

データセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

7 納入時期

令和8年3月31日までに納入すること。